

生活環境の保全等に関する施策の見直しについて

諮問の趣旨

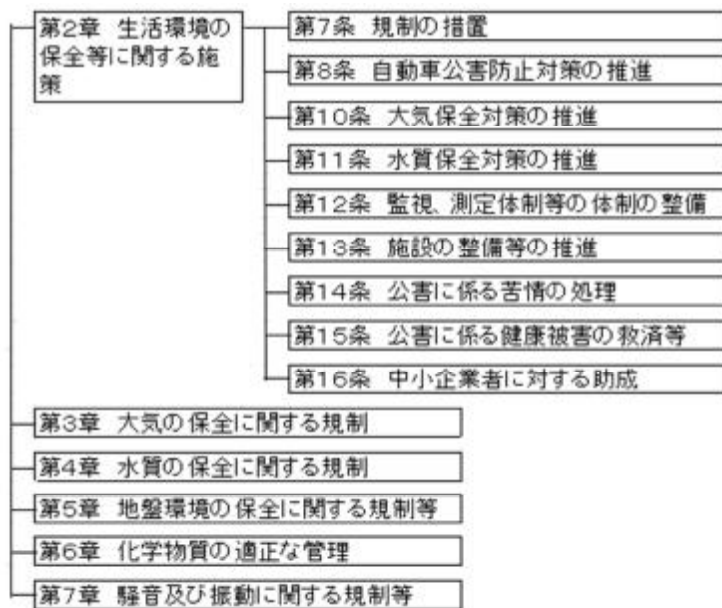
新環境総合計画の目標達成に向けて、計画で施策の方向に掲げた対策がより円滑に展開できるよう、条例に規定している施策など生活環境の保全等に関する施策の見直しを行う

[経緯]

平成5年 環境基本法制定
 平成6年 旧大阪府公害防止条例を全面的に見直して大阪府環境基本条例と大阪府生活環境の保全等に関する条例制定
 平成21年 「大阪発“地方分権改革”ビジョン」策定
 平成23年 大阪21世紀の新環境総合計画策定
 平成22～24年度 市町村への権限移譲 第1期集中取り組み期間

[生活環境保全条例上の位置づけ]

施策の規定(第2章)と規制措置の規定(第3章以降)が条例の2本柱



[施策を取り巻く状況の変化]

■規制権限の市町村への移譲

「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、平成22～24年度の第1期集中取り組み期間に、希望する市町村に特例市並みの規制権限の移譲を行う。

法令名	主な事務の内容	法定権限を持つ市町村数	H22～24に移譲を受ける予定の市町村数
大気汚染防止法(生環条例)	規制事務	8	21
ダイオキシン類対策特別措置法	規制事務	4	23
水質汚濁防止法(生環条例)	規制事務	11	17
瀬戸内海環境保全特別措置法	指定物質排出者の指導	11	17
土壌汚染対策法(生環条例)	規制事務	11	16
騒音規制法	規制基準設定事務	11	25
振動規制法	規制基準設定事務	11	25
悪臭防止法	規制基準設定事務	11	25
環境基本法	騒音環境基準の地域類型指定事務	0	33
化管法(生環条例)	PRTR届出経由事務、化学物質管理制度	0	21
府生活環境保全等に関する条例	深夜営業等の規制事務	-	23

大阪府の果たすべき役割が、市町村への技術的サポート、地域の実情を踏まえた広域的調整などにシフト

■規制以外の手法の採用

事業者等による管理を促進し、排出削減を図る仕組みが採用されてきた。
 (例) ・環境管理に関する規格 ISO(国際標準化機構)14000 シリーズ
 ・有害な化学物質について、事業者が排出量等を国に届出、国がデータ公表をすることを通じて、排出削減を図る PRTR 法
 ・揮発性有機化合物(VOC)の削減に関する大気汚染防止法の改正(H18)で、「法規制と事業者による自主的取組を組み合わせることで、施策を講じること」と規定

[課題]

- 府の役割の明確化
- これまで以上に市町村と連携した施策の展開
- より効率的な排出削減を図るため、規制以外の手法を拡充する施策の条例へ位置づけ

[審議事項]

- 生活環境保全条例に規定している施策についての見直し
 - ・条例制定後の状況変化への対応
- 権限移譲を踏まえた規制条例のあり方
 - ・市町村による独自規制への対応など

検討スケジュール(案)

1月25日 諮問

生活環境保全等施策検討部会の設置部会における検討

11月ごろ 部会報告、答申



必要なものについて生活環境保全条例の改正へ(H24年度中)

大阪 21 世紀の新環境総合計画（関連項目）

大阪府の環境を取り巻く課題

健康的な暮らしの確保

大気環境や水環境は改善が進んでいるが、光化学オキシダントや大阪湾の水質など、環境保全目標の達成が困難な項目もある。
また、事業活動や日常生活の中で、様々な化学物質が製造され、使用されており、環境や人への影響が懸念されるものもある。

2020年目標

■ 大気環境をさらに改善

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成すると共に、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm (注意報発令レベル) 未満を目指す。

■ 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善

- ・ BOD (生物化学的酸素要求量) 3mg/L 以下 (環境保全目標の B 類型) を満たす河川の割合を 8 割にする。

■ 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。

- ・ 底層 DO (溶存酸素量) 5mg/L (湾奥部は 3mg/L) 以上を達成する。
- ・ 藻場を造成 (藻場面積を 400ha を目指す) する。

■ 環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010 年度より削減

健康で安心して暮らせる社会の構築

～長期的将来像～

環境保全目標を全て満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が育まれ、身近に人と水がふれあえ、生活に潤いをあたえる水環境となっている。
環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

施策の方向

● 自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進

- 自動車から排出される窒素酸化物 (NO_x) と粒子状物質 (PM) の削減対策の推進
- 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

● 流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進

- 生活排水の 100% 適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

● 環境リスクの高い化学物質の排出削減や、予防的取組みの推進、様々な主体の環境リスクについての理解促進

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理